

佐倉市男女平等参画審議会
令和5年度 第2回会議 会議録

日 時：令和5年7月10日（月）午前10時から

会 場：議会棟第3委員会室

出席者：

<審議会委員>田中百合江委員、齋藤ひろみ委員、犬塚博委員、安藤豊明委員、
半谷恵美子委員、遠藤恵子委員、高島史暁委員

<事務局>自治人権推進課[課長、担当3名]、こども家庭課長
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者 [2名]

次第等：

◆開会

◆議題

- (1) 男女平等参画推進センター（ミウズ）の運営について
- (2) 男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果の総合評価について

◆その他

- (1) 男女平等参画推進センター（ミウズ）からの報告

◆閉 会

午前10時00分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会、令和5年度第2回会議を開催いたします。

これより先の議事進行を佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。

【会長】

それでは、議事に入らせていただきます。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと定められています。本日の出席委員は、7名ですので、11名の半数を超えています。したがって、会議が成立していますことを、ご報告申し上げます。

そして、会議録作成のため、事務局で録音をしておりますこと、また、要約のか

たちで会議録を作成することになっていきますことを、ご了承ください。

続きまして、第1回会議で諮問がありました議題(1)、佐倉市男女平等参画推進センターの運営についてです。今回、休所日・開所時間の2点について答申案をまとめたいと思いますが、基本的には、事前アンケートで回答の多かった選択肢をもとに、意見をまとめたいと思います。

それでは、事前のアンケート結果について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

回答を取りまとめたものについて説明します。

1問目、休所日についてです。現在、第4水曜日と臨時の休所というかたちをとっていますが、働き方の観点などから、定休日を月2日程度設けることについて、どのように思うか。回答は、「①月2日設けてよい」が10名、「②今のままが良い」が1名、「③その他」が1名となっています。

①を選んだ理由やご意見としては、

- ・利用者の年齢層が高く、在宅で就業していない人が、開所していれば立ち寄るのではないかと思った。
- ・図書館が週1回、公民館が月2回で休館しているので、月に2回休館しても問題ないと思う。
- ・月2回の定休日でもいいが、毎週1回でもいいと思う。
- ・利用される方に周知し、ご理解いただきながら、定休日を月2回していくことは、良いと思う。
- ・月2回にしても、業務に支障をきたすとは思えないから。
- ・本来なら定休日なしが望ましいが、限られた人員で働きかた改革の要請とあれば否定しづらい。
- ・他施設の休日実態と比較すれば、変更しない方が良いと思われる。しかし、利用実態を鑑み、月2日にしてもよいと考える。

その他、いくつか質問がありましたのでこの場でお答えします。

- ・なぜ休館日が水曜日なのか、他の施設が月曜日なので違和感がある。
→前回の条例改正の際、休館日を設けることで、なるべく利用者の不便が生じないように、比較的利用者が少ない水曜日を休館日としました。また、月曜日は、他の施設が休みであるため、それまで月曜日に学習室を使用していて、引き続き、月曜日に活動したい団体があった場合、不便が生じるため、月曜日を休館日にすることは避けました。
- ・スタッフの方は現在週休2日となっているのか？
→スタッフはシフト制になっており、週2.3回の勤務となっています
- ・休所日の図書の返却はどうなっているのか？
→ミウズでは休所日の回収を行っていません。
- ②を選んだ理由やご意見としては、
 - ・働き方の観点からと書いてあるが、働き方は指定管理者である限り明日葉の問題であり、定休日を増すこととは異なる。ただし、定休日を増やすことによる利用

者の不利益と利益を比較衡量し、後者が良いものであるならば休所日を増やしてもよいと思う。

といったご意見をいただきました。

【会長】

1 問目について、月 2 回設けてよいが 10 名、今のままがよいが 1 名、その他が 1 名となっています。事前にいただいた意見に補足、また、新しい意見があれば、お伺いします。意見のある方は挙手にてお願いをいたします。

[意見なし]

それでは月 2 回程度、休所日は設けてよいという内容で答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

続きまして、2 問目について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

2 問目、開所時間について説明します。「①開所時間を短縮してよい」が 8 名、「②現在の開所時間のままがよい」が 2 名、「③その他」が 1 名となっています。

①を選んだ理由やご意見としては、

- ・利用者が少ない 9-10 時、18-20 時を短縮してもいいと思う。利用者アンケートの内容と、年齢層から時間を短縮しても問題ない考える。
- ・18-20 時を短縮してもいいと思うが、週に 1 日程度は現在の時間帯を設けたらどうか。夜間帯に全くの利用がないわけではないので、ご配慮されてはどうか。
- ・夜間の時間帯を短縮してもよいと思うが、仕事をしている人の利便も考慮し、月に一度くらいは 20 時の日を設定してはどうか。
- ・利用時間帯から 10-18 時が良いと思う。
- ・利用者が少ないとはいえ、利用する方もいるのならいきなり大幅な短縮をせず、状況を見ながらまずは 1 時間くらいから短縮してみてもどうか。
- ・18 時もしくは 19 時以後。イオン自体に訪れる人が少なくなってくる時間帯だと感じるため。
- ・20 時を 19 時 30 分にする。または 9 時から 10 時にする。

といったご意見をいただきました。

②を選んだ理由やご意見としては、

- ・色々な事情により、夜しか利用できない方のことをどのように考えるのか。若い方の利用が増えれば夜間の利用も増えていくと思う。朝 9-10 時の時間帯は、短縮でもいいと思う。
- ・コロナ禍の活動制限が解除された現在、利用者増も考えられる。活動自粛の利用者数による判断は早計と思われる。というご意見をいただきました。

③を選んだ理由やご意見としては、

- ・昼間に比べて夜間の利用は少ないものの、決して無視できるレベルではない。
- ・コロナの影響から回復途上にある向こう 1 年間は現状を継続してから再検討としていただきたい。

という意見をいただきました。

【会長】

2 問目について、開所時間短縮してよいが 8 名、現在の時間帯のままがよい 2 名、その他が 1 名となっています。事前にいただいた意見の補足、また、新たに意見がある方は挙手にてお願いしたいと思います。

【委員】

現在の開所時間のままがよいと回答いたしました。18 時から 20 時というものが、アンケート上では少なかつたりもするもののやはりその時間帯だからこそ利用できる人もいると思うので、若い人を考えるとやはり継続だろうと思いました。多くの方々が 9 時から 10 時の時間帯を短縮されてはいかがかという意見があるので、時間を短縮するのであれば 9 時から 10 時の方が混乱が少ないのではないかと思います。

【会長】

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

①で短縮してもよいと書いたのですが皆さんの意見が割れていますし、③の方も 1 年間現状を継続してから再検討としていただきたいとあるので、単純に短縮すること自体は反対で、もう少し検討してから実施すべきではないかという風に意見を変更させていただきます。

【会長】

他にご意見はありますか。

[意見なし]

【会長】

では、2 問目の開所時間の短縮については再検討するという事で皆さんのご意見をまとめてよろしいでしょうか。

[異議なし]

結果の確認をします。休所日については月 2 回程度設けてよい、開所時間については今一度の再検討をお願いする、以上の内容で答申をしてよろしいでしょうか。

[異議なし]

答申の文章については、会長一任とさせていただき、事務局と調整の上作成し、市長に答申を提出したいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

[異議なし]

次に、3 問目、事業について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

3 問目として、ミウズの事業についても意見をいただきました。

- ・「女性のための相談」はあるが、男女共同参画という観点から、女性だけというのは偏りがあると思う。「男性のための相談」も月に 1 回程度設けてはどうか。男性の方がむしろ、周りの人に相談できず、悩んでいる人が多いと思う。千葉市などでは「男性のための相談」がある。
- ・人口集積度合や若い人の多さも鑑み、ユーカーが丘の駅前ビルに設置すべきではないか。また、DV に対する駆け込み寺、緊急保護機能も拡充すべきである。市役所では敷居が高く、入りにくい。
- ・「女性のための相談について」R2 年度以降はコロナ禍のため面談相談の減少はわかるが、電話相談も減少というのは理解できなかった。コロナ禍だったからこそ

相談が増えていた時期だったのではないか。

- ・現在の場所はあまり目立たないので、もっと人通りの多い目立つ場所に移転すべき。
- ・来所を中心としたサービスではなく、訪問型のサービスや、ネットによる事業中心にしていく。
- ・アンケート調査は利用者以外も対象に行ってほしい。
- ・市民意識調査問 23 によると、きわめて認知度が低い。そこを何とかしていかねければならない。施設存在そのものを知らないのではないかと思う。
- ・もし相談に見える方の都合が、時間外だとしても、多少は合わせてあげられるくらいの柔軟性があるといいのではないか。（このような事例があるのかわからないが）
- ・利用者の 70 歳代割合のさらなる増加、利用者減が続く状況から、開館時間短縮を検討するのは、男女平等参画事業の縮小をさらに進めようという意図があるように危惧の思いを持つ。男女平等参画の活動が活発になるような取り組みを期待したい。
- ・明日葉社の対応、活動は評価できていると思っている。コロナで低下した利用者の回復を積極的に図っていただきたいと共に、男女平等参画の一層の進展をお願いします。

今後、指定管理を進めるにあたって、参考にさせていただきます。

【会長】

続きまして、佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】進行管理調査結果（令和 4 年度）に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

男女平等参画審議会では、毎年、男女平等参画基本計画に記載されている各事業の実施状況を評価していただいています。評価の方法につきましては、重点事業 26 事業を審議会で評価していただきます。また、重点事業以外の事業につきましては、必要に応じて提言をいただきます。

評価基準は、A が「事業の主目的が達成されており、男女平等参画の視点でも十分に実行されているため、今後も同様に進めていただきたい」、B が「事業の主目的は達成されており、男女平等参画の視点でもある程度実行されているが、さらなる推進をお願いしたい」、C が「事業の主目的は達成されているが、男女平等参画の視点では実行されていないと思われるため、改善をお願いしたい」、D が「事業の主目的が達成されておらず、男女平等参画の点でも実行されていないと思われるため、一層の改善や努力をお願いしたい」、E が「事業が実行されていないため、事業の実施や見直しをお願いしたい」になります。委員の皆様にご評価いただきましたら、事務局で各委員の事前評価を点数化して平均点を算出します。A 評価は 5 点、B 評価は 4 点、C 評価は 3 点、D 評価は 2 点、E 評価は 1 点として、1 事業の平均点を算出します。算出した平均点を総合評価として作成した資料をもとに第 3 回の審議会でご審議いただき、審議会として重点事業の総合評価を決定していただきます。

す。最後に、第4回審議会において答申をいただいた後、佐倉市人権施策・男女平等施策推進会議で報告します。その後、事業担当課及び全庁に審議会で決定していただいた評価結果をフィードバックいたします。2月頃に調査結果及び重点事業の総合評価を市政資料室や市ホームページで市民に公表する予定です。

【会長】

評価の流れおよび評価方法について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、重点事業の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和4年度につきましては、評価対象外の項目はありません。

それでは事業について、基本目標ごとに説明します。初めに、基本目標Ⅰ人権の尊重です。人権の尊重は、男女平等参画を進めるうえで、基盤となるもので、性別による固定的な役割分担意識の解消・DVの防止・あらゆるハラスメントの防止などの取組みがより一層求められています。このような背景を踏まえ、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進をはかることを掲げています。

事業 No. 1<人権尊重についての広報・啓発>です。人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催します。所管は自治人権推進課です。昨年度は、令和3年度に引き続き、市広報番組で人権特集を放送しました。また、市内小学生を対象とした「人権教室」、「人権出前授業」や小学5・6年生を対象に人権標語コンテストを実施しました。

事業 No. 12<セクハラ、DVに関する情報提供>です。所管は自治人権推進課とこども家庭課です。自治人権推進課では、所管施設である佐倉市男女平等参画推進センターにおけるセクハラ、DVに関する展示物や関連図書の貸し出し、啓発活動等を中心に行っています。こども家庭課は、実際に市民からのDV被害に関する相談を受理し、保護の支援までを行う部署です。支援に加えて、啓発リーフレットの自治会回覧や公共施設での配架等の情報提供も行っています。

事業 No. 15<DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供>です。DV被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。所管課は、こども家庭課です。こども家庭課は、実際に市民からの相談を受ける部署ですので、職員の高い対応スキルが求められます。外部研修に積極的に参加し、研修内容については、関係職員等への周知も行っています。また、DV被害が疑われる市民を職員が発見した際に適切に対応できるよう、こども家庭課・障害福祉課・高齢者福祉課合同で研修を実施するなど、職員のスキルアップを積極的に図っています。

事業 No. 19<市の相談機能及び関係機関との連携の強化>です。地域包括支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、各世代及びニーズに応じた相談を行います。所管は高齢者福祉課とこども家庭課です。高齢者の虐待等に関する相談については、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや高齢者福祉課

が対応し見守り支援を行っています。高齢者以外の虐待等については、こども家庭課や関係各課が連携をして対応をしています。

事業 No. 20<緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援>です。DV 及び児童虐待を担当するこども家庭課、高齢者虐待を担当する高齢者福祉課、障害者虐待を担当する障害福祉課が所管となっています。関係各課・機関が密に連携して支援を行っています。

事業 No. 26<被害者の早期発見に向けた機関の連携>です。所管は高齢者福祉課、障害福祉課、母子保健課です。母子保健などの保健事業や、要介護認定、障害程度区分認定調査において、家庭内暴力等被害者を早期に発見し、相談機関につなげていくとしています。

事業 No. 30<男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供>です。男女が共に育児や介護にかかわることの重要性について理解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や学習機会の提供を行います。女性が担うことが多いといわれている育児や介護について、性別にかかわらず共に参加を促すための学習機会を提供しています。所管は、高齢者福祉課、こども保育課、母子保健課です。高齢者福祉課では認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、令和4年度は参加者全体の約4割が男性でした。また、地域包括支援センターでも、介護者教室等の講座を実施し、参加者全体の約2割強が男性でした。こども保育課では子育て講座を、男性が参加しやすいように土曜日に開催しました。母子保健課では、夫婦で参加するパパママクラスの開催や、男女が育児に関わることへの理解を促す情報提供を行っています。

事業 No. 31<固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進>です。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行を見直し、男女が共に参画して社会づくりを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提供を行います。所管は、自治人権推進課と各公民館です。自治人権推進課が所管する、男女平等参画推進センターと自治人権推進課において、固定的性別役割分担意識に関する講演会・講座を2回開催しました。各公民館につきましては、固定的な性別役割分担意識解消を主な目的とした事業を実施するのは困難ではありますが、各公民館が規模・設備にあわせ、男性の家庭参加や役割分担意識の見直しにつながる講座等を開催しています。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により半数の公民館の事業が中止となりましたが、今回は自治人権推進課とすべての公民館で実施することができました。

事業 No. 43<学校教育における男女平等教育の推進>です。男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない男女を育成するため、男女平等の視点に立った教育を進めるとしています。所管は指導課です。子どもたちが学校教育活動全般を通して、人権意識・人権感覚を養い、男女平等という考え方を理解するとともに、個を尊重し合い、共に協力し合おうとする態度を育成しました。記述のとおり、複数の科目で男女平等について触れており、男女がともに協力していく大切さについて考えるようにしています。

事業 No. 46<学校と家庭、地域との連携>です。PTA 活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等参画の醸成を図るとしています。こちらも所管は指導課です。学校での男女平等参画についての指導内容を家庭に伝えることにより、学校と家庭、地域が連携した男女平等参画推進につなげていきました。

【会長】

重点事業および基本目標Ⅰ人権の尊重の事業について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

基本目標Ⅱは、あらゆる場への男女平等参画の推進です。男女平等参画社会の形成には、個性や能力を発揮できる社会の実現が求められています。その実現のためには、男女が共に家庭的責任、地域活動への参加などをそれぞれの状況に応じて両立し、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが重要です。しかし、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランスを支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。社会全体が固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。

事業No.52<各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上>です。女性委員の登用率の向上に向け、女性委員のいない審議会などの解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率（35%）の達成を目指します。所管は行政管理課と自治人権推進課です。令和4年度では、女性委員比率は27.8%で、前年度より0.2%の減少となりました。目標値である35%達成のため、今後も啓発を続けていく必要があります。

事業 No. 56 <事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成>です。男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図ります。所管は自治人権推進課です。佐倉高校でLGBTQについての講座を実施し、若い世代へ男女平等参画意識の醸成を図ることができました。

事業No.61<市管理職への女性登用推進>です。性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。所管は人事課です。能力に応じて職員配置を行い、女性管理職の積極的登用に努めました。令和4年度では、管理的地位にある女性職員の割合は16.9%であり、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に掲げる目標（17.1%）を若干下回りました。

事業No.64<多様な働き方ができる環境の整備>です。所管課は商工振興課で、テレワークで働きたい方などに、コラボサクラのコワーキングスペースを提供しました。また、コラボサクラの指定管理者である山万（株）が運営する子育て支援施設「ユークッズ」と連携し、コラボサクラの利用者へ向け、一時保育サービスを提供しました。

事業 No. 66<事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発>です。

所管は商工振興課で、佐倉工業団地連絡協議会、佐倉第三工業団地連絡協議会事務局および各協議会会員企業に対し、テレワーク推進の協力依頼を行いました。

事業 No. 68<女性の職業能力開発の支援>です。就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行うとしています。こちらも、所管は商工振興課です。千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町村との共催で女性向け再就職支援セミナーを開催しました。託児を用意したこともあり、アンケートで、満足度 100%となり、多くの参加者に満足いただけました。

事業 No. 69<就業相談事業の支援>です。広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を行うとしています。こちらも、所管は商工振興課です。ミレニアムセンター佐倉内に地域職業相談室を設置し、こうほう佐倉に利用案内を掲載しました。

事業 No. 74<農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催>です。農業における男女平等参画実現を目指し、研修会等を開催します。所管は農政課です。新型コロナウイルス感染症の影響により、個別での説明を実施いたしました。

事業 No. 82<家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供>です。男女が共に助け合い、ワーク・ライフ・バランスがとれた社会づくりへの意識向上のため、情報提供を行うとしています。所管は自治人権推進課です。令和 4 年度は、zoom を使い「家事シェア」を学ぶ講座を実施し、家事や育児を男性が“手伝う”から、一緒に“担う”へと意識の変革を図りました。

事業 No. 84<保育サービス等の充実>です。仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くには、多様な保育制度の充実が必要です。所管はこども保育課です。乳児保育事業・障害児保育事業・延長保育事業は市内全ての公立・私立保育園で実施済です。また、保育士の質向上のための研修を行っております。

事業 No. 88<保育施設等の整備、拡充>です。保育ニーズに対応するため、保育施設の整備等を行います。所管はこども政策課です。令和 4 年度は定員の見直しや認定こども園の整備等を実施しました。結果、令和 5 年 4 月時点での待機児童は 0 人でした。

事業 No. 89<学童保育事業の充実>です。日中、保護者がいない児童に対し、学童保育の充実を図ります。所管はこども保育課です。待機や過密状態であった西志津地区と寺崎地区について、学童保育所を新たに整備し、全学年の受け入れ態勢が整っています。

事業 No. 94<地域活動における女性リーダーの育成>です。女性のエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダー育成に努めます。所管は自治人権推進課です。ボランティア団体や自治会等を対象にリーダー養成講座「思わず手にしたくなるチラシ・ポスター講座」を実施しました。また、地区代表者説明会を実施し、手引きを配布しました。

事業 No. 101<市民参加による男女平等参画事業の充実>です。市民や団体との協力、

協働により実施することで、男女平等参画の推進を図ります。所管は自治人権推進課です。ミウズ登録団体と協力し、パネル展示をおこない、多くの市民に知ってもらう機会が出来ました。

【会長】

基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進の事業について、質問がありましたらお願いします。

【委員】

重点項目の農業における男女平等参画、これは農業におけるなにか男女平等というのが特別な問題があるのですか。女性が農業に参加しやすくするっていうことですか。

【事務局】

はい。女性が農業に参加しやすくする取組など、農業における男女平等の推進が必要となっています。

【委員】

家族経営協定について説明をお願いします。

【事務局】

佐倉市男女平等参画基本計画書（言葉の解説）に記載されている説明を読み上げますと、農業経営を発展させていくため、家族一人一人が役割と責任を明確にし、働きがいや将来の展望を持って取り組むための話し合いを行い、農業経営や生活面について取り決めを行う、となっています。

【会長】

他に何か質問はありますか。

[質問なし]

それでは、基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実に移ります。

【事務局】

基本目標Ⅲは、安心して暮らせるまちづくりです。一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのために、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる環境整備はもちろん、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中で、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要になっています。このようなことから、安全に子どもを産み、育てていく環境の整備や高齢者、障害を持つ人への福祉の充実、生きがいを持てる学習機会や情報の提供など進めています。

事業No.119<高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援>です。高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や地域との交流活動を支援します。所管は高齢者福祉課と各公民館です。高齢者福祉課では、まちづくり協議会との共催で、認知症の疑いのある高齢者が行方不明と想定し、発見時に適切に声かけをするための「認知症高齢者声かけ訓練」を実施しました。

公民館では、感染対策を十分行ったうえで、市民カレッジや各公民館独自のイベント等を開催し、高齢者の学習機会の提供と生きがいづくり、仲間づくりの場を提

供しました。各公民館で人口や地域性の違いもあり、事業規模の差はございますが、講座の開催等をとおして、高齢者の交流の場を提供しています。

続きまして、基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実です。男女平等参画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して取組みをしていく必要があります。そのためには、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業にあたることを求められます。このことから、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを進めるとともに、男女平等参画推進センターの機能の充実を図りながら、男女平等参画社会づくりを着実にすすめるための事業を実施します。

事業No.129<市職員への意識啓発>です。男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、職員の意識度合いを把握します。所管は、自治人権推進課です。毎年、職員向けに、人権・男女平等参画に関するアンケート&自己点検を実施し、男女平等参画に関する用語の認知度、男女平等参画についての職員の意識度合いを把握すると同時に、意識づけを図っています。

【会長】

基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、今後の流れについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

重点事業の説明の前に説明しましたが、評価前の事業担当課への質問・意見出しをお願いします。男女平等参画の視点で、各担当課が事業を実施していたか、施策が実行されていたかを確認いただき、日ごろ佐倉市政に関わっていらっしゃる皆様の経験から、評価をお願いします。その後、事務局で、各委員の評価を集計し、それをもとに、第3回の会議で、審議会として総合評価を決定していただくこととなります。また、重点事業以外の事業については必要に応じて提言をいただきます。

【会長】

事務局の説明について意見・質問があればお願いします。

[意見なし]

【会長】

それでは、次第その他といたしまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者から報告をお願いします。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

6月23日から29日は内閣府の男女共同参画週間でした。その皮切りとしましてミウズ男女平等参画講演会を6月24日に、ミレニアムセンター佐倉のホールで開催しました。整理収納アドバイザーの井田典子さんをお迎えしまして、今を大切にすする片付けで身軽な暮らしをというテーマで自分らしい豊かな生活を、男女共同参画の視点を踏まえてお話いただきました。申込者が大変多く、当日の参加人数は98名でした。もっと男性と家事分担できるとよい、この話を夫にも聞かせたかった、などの声が多数ありました。

またミウズの施設においては、登録団体12団体のポスター展示を行い、市民協働

を広げています。同時期に第1回のみウズの講座としまして、一級ファイナンシャルプランニング技能士の熊谷明子さんを講師としてお呼びいたしまして、子育て世代向けマネープラン講座～これから必要な教育費について～、を6月15日から現在も1ヶ月間、YouTube 配信を行っております。内容としましては、子育て世代の方々が、教育費事情や助成金制度についての知識を身につけていただき、マネープランを立てることで、ワーク・ライフ・バランスの向上に役立てていただきたいと思い企画をいたしました。

【会長】

本日の議事は、これで終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

午前 11 時 12 分 閉会
